

《福山市からのお知らせ》

平成30年7月豪雨により
被害を受けられた方に対する

主な支援制度

2019年（令和元年）7月19日現在

被害状況の証明を受けることができます。

◆ 被災証明

被災証明の交付には時間がかかる場合もありますので、ご了承ください。床上浸水、家屋の損壊などについては、市職員が被害調査を行い被害の程度を判定した後に交付を行います。

[問い合わせ]

福祉総務課（☎928-1045）、松永保健福祉課（☎930-0410）
北部保健福祉課（☎976-8803）、東部保健福祉課（☎940-2572）
神辺保健福祉課（☎962-5005）
沼隈支所（保健福祉担当）（☎980-7704）
新市支所（保健福祉担当）（☎（0847）52-5515）

住居の損害程度により次の支給等を受けることができます。

◆ 災害見舞金

- 床上浸水 金 1万円
- 住居の半壊 金 5万円
- 住居の全壊 金 10万円
- 死亡 金 20万円

[問い合わせ]

福祉総務課（☎928-1045）、松永保健福祉課（☎930-0410）
北部保健福祉課（☎976-8803）、東部保健福祉課（☎940-2572）
神辺保健福祉課（☎962-5005）
沼隈支所（保健福祉担当）（☎980-7704）
新市支所（保健福祉担当）（☎（0847）52-5515）

◆ 日赤災害救援物資

- 毛布（1人で1枚）
- 緊急セット（4人で1組）

[問い合わせ]

福山市社会福祉協議会福祉サービス課（☎928-1334）

損害の程度により税金等の減免を受けられる場合があります。

【 床上浸水以上（半壊、全壊を含む）の場合 】

① 国民健康保険税等の減免

次の減免を受けられる場合があります。

- ・国民健康保険税の減免
※2019年度（令和元年度）分の申請期限は2019年（令和元年）12月25日まで
- ・一部負担金の減免

[問い合わせ]

保険年金課（☎928-1055）、松永市民課（☎930-0402）
北部市民課（☎976-8802）、東部市民課（☎940-2576）
神辺市民課（☎962-5011）、内海支所（☎986-3111）
沼隈支所（☎980-7703）、新市支所（☎（0847）52-5514）

② 後期高齢者医療保険料等の減免

次の減免を受けられる場合があります。

- ・後期高齢者医療保険料の減免

[問い合わせ]

保険年金課（☎928-1411）、松永市民課（☎930-0402）
北部市民課（☎976-8802）、東部市民課（☎940-2576）
神辺市民課（☎962-5011）、内海支所（☎986-3111）
沼隈支所（☎980-7703）、新市支所（☎（0847）52-5514）

③ 障がい福祉サービス等の減免

次の減免を受けられる場合があります。

- ・障がい福祉サービス等利用者負担の軽減
- ・特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外
- ・重度心身障がい者医療費の受給に係る所得制限の適用除外
- ・身体障がい者自動車改造費給付要件の緩和
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の助成要件の緩和
- ・障がい者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和
- ・障がい者（児）の補装具・日常生活用具に係る自己負担額の減免
- ・心身障がい者扶養共済制度の掛金の減免

[問い合わせ]

障がい福祉課（☎928-1208 / ☎928-1063）
松永保健福祉課（☎930-0410）、北部保健福祉課（☎976-8803）
東部保健福祉課（☎940-2572）、神辺保健福祉課（☎962-5005）

沼隈支所（保健福祉担当）（☎980-7704）

新市支所（保健福祉担当）（☎（0847）52-5515）

④ 介護保険料等の減免

次の減免を受けられる場合があります。

- ・第1号（65歳以上）被保険者の保険料の減免
- ・介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス利用者負担の軽減

[問い合わせ]

介護保険課（☎928-1180）、高齢者支援課（☎928-1189）
松永保健福祉課（☎930-0410）、北部保健福祉課（☎976-8803）
東部保健福祉課（☎940-2572）、神辺保健福祉課（☎962-5005）
沼隈支所（保健福祉担当）（☎980-7704）
新市支所（保健福祉担当）（☎（0847）52-5515）

⑤ 水道料金・下水道使用料の減免

水道料金・下水道使用料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ] 上下水道局お客さまサービス課（☎928-1528）

⑥ 集落排水処理施設使用料の減免

集落排水処理施設使用料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ] 農林整備課（☎928-1035）

⑦ 保育所等保育料・市立幼稚園保育料・市立高等学校授業料の減免

保育所等保育料・市立幼稚園保育料・市立高等学校授業料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]

（保育所等保育料） 児童部庶務課（☎928-1047）
（幼稚園保育料） 教育総務課（☎928-1109）
（高等学校授業料） 福山中・高等学校（☎951-5978）
※保育所等とは、公私立保育所（園）、公私立認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園（1号認定）

裏面へ続く

【 床上浸水以上でなくとも次の支援を受けられる場合があります。 】

⑧ 放課後児童クラブ利用料の減免

被災月以降の放課後児童クラブ利用料の減免を 12 か月以内で受けられる場合があります。り災証明をご持参ください。

[問い合わせ] ネウボラ推進課 (☎928-1114)

⑨ 国民年金保険料の免除

被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、保険料の免除を受けられる場合があります。ただし、今回の免除申請により承認される期間は2018年(平成30年)6月分から2020年(令和2年)6月分までの期間(保険料の納付済み期間を除く。)となります。

[問い合わせ]

保険年金課 (☎928-1052)、松永市民課 (☎930-0402)
北部市民課 (☎976-8802)、東部市民課 (☎940-2576)
神辺市民課 (☎962-5011)、内海支所 (☎986-3111)
沼隈支所 (☎980-7703)、新市支所 (☎(0847)52-5514)
日本年金機構 福山年金事務所 国民年金課 (☎924-2181)

子どものために次の支給を受けることができます。

◆ 保育施設児童に対する保育用品の支給

[対象] 浸水等により、なくなったり、使えなくなったりした保育施設児童の出席ノート

[問い合わせ] 保育課 (☎928-1048)

資金の融資を受けることができます。

◆ 生活福祉資金貸付(福祉資金)

[対象] 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯において、災害を受けたことにより、臨時に必要な経費

※他法・他制度が優先となる場合があります

[問い合わせ]

福山市社会福祉協議会安心生活見まもりセンター (☎928-1353)

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金)

[対象] 母子・父子・寡婦家庭の方で住宅の建設・購入・補修をする場合

[問い合わせ] ネウボラ推進課 (☎928-1053)

◆ 災害復興住宅融資

※申込期限は、り災日から2年間

住宅に被害を受けた方に対して、災害復興住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資の相談を行います。また、公庫(機構)融資を受けて現在返済中の方について、返済方法に関する相談も行います。

[問い合わせ] 独立行政法人 住宅金融支援機構
お客様コールセンター (☎0120-086-353)

床上浸水の場合は除菌液の配付を受けることができます。

◆ 除菌液の配付

※床下用の除菌液は配付していません。

[問い合わせ]

健康推進課 (☎928-3421)、松永保健福祉課 (☎930-0410)
北部保健福祉課 (☎976-1231)、東部保健福祉課 (☎940-2567)
神辺保健福祉課 (☎962-5005)
沼隈支所(保健福祉担当) (☎980-7704)
新市支所(保健福祉担当) (☎(0847)52-5515)